

令和6年2月7日

新富町長 小 嶋 崇 嗣 殿

新富町特別職報酬等審議会

会 長 永 友 繁 喜



新富町特別職の報酬等の額について（答申）

令和5年12月25日付け新富総発第693号で諮問のありました下記について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

記

- 諮問第1号 町長、副町長及び教育長の給料の額の改定について
- 諮問第2号 特別職の職員で非常勤の者の報酬の改定について

# 答 申

## 1 町長、副町長及び教育長の給料の額の改定について

### (1) 給料の額

区分	現行 (月額)	答申 (月額)	改定額
町 長	703,000円	826,000円	123,000円
副 町 長	565,000円	624,000円	59,000円
教 育 長	535,000円	567,000円	32,000円

### (2) 改定時期

令和6年4月1日

## 2 特別職の職員で非常勤の者の報酬の改定について

### (1) 報酬の額

区分	現行	答申	改定額
教育委員会委員	月額 46,000円	月額 47,000円	月額 1,000円
農業委員会 (会長)	月額 60,000円	月額 70,000円	月額 10,000円
農業委員会 (職務代理者)	月額 42,000円	月額 52,000円	月額 10,000円
農業委員会 (委員)	月額 40,000円	月額 50,000円	月額 10,000円
農地利用最適化委員	月額 40,000円	月額 50,000円	月額 10,000円
監査委員 (知識経験)	月額 77,000円	月額 101,000円	月額 24,000円
選挙管理委員会 (委員長)	日額 6,400円	日額 6,800円	日額 400円
選挙管理委員会 (委員)	日額 6,200円	日額 6,600円	日額 400円
投票所の投票管理者	日額 12,800円	途中交代の場合 は、事務従事し た時間で按分	—
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円		
投票所の投票立会人	日額 10,900円		
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円		
国民健康保険運営協議会 (会長)	日額 5,500円	日額 5,800円	日額 300円
国民健康保険運営協議会 (委員)	日額 5,200円	日額 5,500円	日額 300円
都市計画審議会 (会長)	日額 5,500円	日額 5,800円	日額 300円
都市計画審議会 (委員)	日額 5,200円	日額 5,500円	日額 300円
土地区画整理審議会 (会長)	日額 5,500円	日額 5,800円	日額 300円
土地区画整理審議会 (委員)	日額 5,200円	日額 5,500円	日額 300円
土地区画整理事業評価員	日額 5,200円	日額 5,500円	日額 300円
特別職報酬等審議会 (会長)	日額 5,500円	日額 5,800円	日額 300円
特別職報酬等審議会 (委員)	日額 5,200円	日額 5,500円	日額 300円
そ の 他 委 員	日額 5,200円	日額 5,500円	日額 300円

### (2) 改定時期

令和6年4月1日

# 審議経過等

## 1 はじめに

本審議会は、新富町特別職報酬等審議会条例（昭和44年新富町条例第7号）第1条の規定により、令和5年12月25日付けで町長、副町長及び教育長（以下「町三役」という。）の給料並びに特別職の職員で非常勤の者（以下「特別職非常勤」という。）の報酬（以下「特別職の報酬等」という。）の改定について町長から諮問を受けた。

現在の本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとするために、特別職の報酬等のあるべき水準について、本審議会へ意見を求められたものである。

## 2 審議経過

今回の審議については、次の経緯等を踏まえながら審議を行った。

町三役の給料については、平成27年開催の審議会以降、特別職非常勤の報酬については、当分の間、審議を行っていなかった実情を踏まえ、特別職の報酬等の額について審議を行った。平成27年開催の審議会以降、町長交代や賃上げ等があったものの、特別職の報酬等の額の改定は行われていないことから、現町長着任当時から現在までの町政運営の取組み、財政状況、議会からの意見要望、町民感情等を考慮しつつ、また、県内はもとより全国の団体の改定状況等を参考にし、様々な角度から、各委員がそれぞれ町民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

### 【審議会の開催状況】

第1回審議会 令和5年12月25日（月）

第2回審議会 令和6年1月25日（木）

### （1）町長、副町長及び教育長の給料の額について

町三役の給料の額については、県内町村では中程度の水準であるものの、県内町村類似団体及び全国町村類似団体と比較すると低い水準となっている。平成19年以降は人事院勧告以外の引上げ引下げは行われておらず、給料の額は一定程度で据置きのままという状況であった。

当町の財政状況及び予算規模並びに町三役の活動状況を勘案し、給料の額の改定を行うことが適当である、という結論に至ったものである。

具体的な改定額については、

ア 平成31年に行った新富町議会議長の報酬引上げ率

- イ 町長の給料月額に対する県内給料割合平均による率
- ウ 議長報酬引上げ率にイの率を乗じて得た率
- エ 全国町村類似団体の平均額（56団体）
- オ 全国町村類似団体の平均額（最高最低を除いた54団体）

の5案から検討を行った。

5案の全てにおいて、町三役の給料の額については引上げの算定となり、審議会においても町三役共に引上げを行うことは妥当であると判断した。しかしながら、町長は選挙において町民の負託を受けること、副町長及び教育長は町長が指名し議会の同意を得ること、といった選任の方法に違いがあることから、町長と副町長及び教育長の改定の方法については、一定の線引きが必要であることも審議会での共通認識となった。また、本町においては、県内では唯一、航空自衛隊の所在する団体であることも、給料改定の参考とした。

まず、町長は、町政運営の責任者であり、その職務においては、国及び関係自治体並びに企業訪問などの公務出張の機会が多く、また、慶弔費等の私費支出が多額であること、町長の町政運営が積立金（貯金）の増及び地方債残高（借金）の減等の財政健全化に繋がっていること、等を鑑み、全国町村類似団体の平均額よりも高い引上げで良いのではないかと議論があったことから、平成31年に行った新富町議会議長の報酬引上げ率と同等に給料の額を引き上げることが適当である、という結論に至ったものである。

副町長及び教育長については、町長が年の3分の1程度出張で不在の際には、町政運営の重責を担うことを鑑みると、それを担う頻度や気苦労は県内町村の副町長及び教育長よりも大きく、全国町村で比較しても大きいのではないかと推察されたものの、町長ほどの私費の支出は考えられず、町長と同率での引上げを行う訳にはいかないという判断に至った。ただし、県内町村及び全国町村と比較しても副町長及び教育長の職務負担割合が大きいであろうこと、報酬が長らく横ばいだったこと等を考慮すると、「人口」と「産業構造」に近い全国町村類似団体による平均額を参考にすることが妥当ではないか、という結論に達した。

以上のことから、副町長及び教育長については、「全国町村類似団体の平均額」準拠により給料を引上げることが適当である、という結論に至ったものである。

## （2）特別職の職員で非常勤の者の報酬の改定について

非常勤特別職の報酬の額については、近隣市町村と比較すると低い水準となっている。20年以上も報酬の引上げ引下げは行われていないという状況であったこ

とから、報酬の額の改定を行うことが適当である、という結論に至ったものである。

非常勤特別職は、町民等から選任され、会議や立会等に従事いただいております、年々、その確保が困難になっていること、決算額の増加に伴う業務量の増、といった状況からも、現行の報酬額を引き上げる必要があるとの判断に至った。

以上のことから、非常勤特別職の報酬の額は、近隣町村との均衡、最低賃金引上げ等を参考に報酬を引上げることが適当である、という結論に至ったものである。

#### 4 付帯意見

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- (1) 増収増益に伴って、三役の貢献度を鑑みながら給料を上げるのは、企業としては当然のこと。
- (2) 町長が精力的に企業版ふるさと納税の推進をしている。
- (3) 新型コロナや鳥インフルなどの感染症・防疫対策においては、24時間の対応となり、私的な時間はなく、給料を上げるのはいい。
- (4) 航空自衛隊を抱える自治体としては、他の自治体よりも苦勞されているおり、町長に関しては議長報酬の引上げ率にこだわらずもっとあげてもいい。
- (5) 組織のトップになると出張や葬儀等でかなりのお金がかかるのが分かる。この出張回数だとかなりの自己負担が出ていると思われる。
- (6) 昨今の社会経済情勢や企業のベースアップの動向を考慮すると給料引上げは妥当ではないか。
- (7) 色々な角度から数字を見ても、給料引上げでいい。
- (8) 年俸でいうと147万円上がる計算になる。理由はともあれ、年間200万円近くもあがる役職はないと思う。
- (9) 全国町村類似団体の平均額が一番の妥当な水準ではないか。
- (10) 町長は、選挙で選ばれ、副町長と教育長は議会の同意を得て選ばれる。町長と副町長及び教育長が同じ率で引上げていいのかは疑問であり、町長と副町長及び教育長は引上げ率等に差があってもいい。
- (11) 町長が全国的に飛び回り、町長不在時の対応は、副町長となれば、そこは大変な気苦勞がある。
- (12) 副町長と教育長については、出張や交際費がどれほど必要なのかが分からないので何とも言えない。
- (13) 町長と副町長及び教育長は引上げ率の違いがあった方がよい。
- (14) 今後、誰が副町長や教育長になるのか分からないが、ある程度の給料額にしておいた方がよい。
- (15) 副町長が全国平均であれば教育長も全国平均にしないと説明がつかない。

- (16) 給料の額を上げることについては賛成だが、2年に一度程度見直していくのであれば根拠のある数字をあげる方がよい。
- (17) 特別職報酬等審議会をずっと開催していないのがおかしい状況であり、審議会は2・3年に1回開催し、現状に応じてやっていくことが必要。

## 5 おわりに

この度の審議会では、町長の給料は「平成31年に行った新富町議会議長の報酬引上げ率」、副町長及び教育長の給料は「全国町村類似団体の平均額」に準拠する、という結論に至ったが、これは長い間給料が見直されなかったことを踏まえ、全国平均並みに上げるための結論でもあった。今後は、定期的に審議会を開催し、その時々々の経済・雇用情勢・財政状況を踏まえながら、時宜に適った給料等の額を審議していくことが望ましいと思われる。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域の人々の働き方や暮らし方に対する意識は大きく変容した。この感染症がもたらした人々の意識の変化は、地方自治体の取組を加速させる契機となり、町長等は町政運営の責任者として、町民とともに少子高齢社会等の難局を乗り越えることを、そして、町民が本町に住んで良かった、本町に帰ってきたいと思える斬新な取組が行われることを期待するところである。

最後に、町長、副町長及び教育長に対し、今後の新富町の発展と町民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。